

会 員 各 位

(一社)山口県 L P ガス協会
会 長 中 野 泰 雄

L P ガスのメーター検針販売に係る消費税の経過措置の適用について
(お知らせ)

平成26年4月1日から消費税が8%に引き上げられましたが、L P ガスのメータ
ー検針販売に係る電気料金等の経過措置の適用について平成26年4月1日前から
継続供給契約に基づきL P ガス料金で平成26年4月1日から平成26年4月30
日までに間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの等については、改正前の税率
(5%)が適用されることとなっています。

昨日(4月10日)、国税庁課税部消費税室より別添のとおり、L P ガス元売業者
(卸売業者)がL P ガス小売業者の検針に基づき料金が確定する継続供給契約の場合
については、改正前の税率(5%)が適用される見解が示されましたのでお知らせい
たします。

なお、既にお知らせしているところですが、L P ガス小売業者がポンベのメーター
の検針による料金の確定については、経過措置が適用されますことを念のため申し添
えます。

【本件問合せ先】

国税庁課税部消費税室

企画専門官 石澤 勇司様

T E L : 03—3581—4161 (代表) 内線3742

(LPガスのメーター検針販売に係る電気料金等の経過措置の適用について)

問 LPガスの継続的な供給取引においては、LPガスの元売業者（卸売業者を含む。以下同じ。）が、LPガスの小売業者に対してメーター検針販売をしている場合があります。

具体的には、小売業者がLPガスの最終消費者のところにボンベを取り付け、小売業者が毎月1回ボンベのメーターを検針して最終消費者のLPガスの使用量を確定させて、この使用量に基づき、

- ・ 小売業者は、最終消費者に対してガス代金を請求し、
- ・ 元売業者は、小売業者の検針に基づき小売業者に対してガス代金を請求する形態をとっています。

このため、小売業者の料金確定と同時に、元売業者から小売業者への販売数量及び販売額が確定することとなります。

したがって、平成26年4月1日前から継続して供給しているもので、4月以降、最初の検針により料金の支払いを受ける権利が確定するものは、元売業者と小売業者との取引及び小売業者と最終消費者との取引のいずれにも、電気料金等の経過措置が適用され、消費税率は5%になると見てよいでしょうか。

【答】

照会のLPガスの供給取引は、平成26年4月1日前から継続して供給しているもので、最終消費者のところのボンベの検針により料金の支払いを受ける権利が確定するものですから、元売業者（卸売業者を含む）と小売業者との取引、小売業者と最終消費者との取引のいずれについても、電気料金等の経過措置が適用されます。

したがって、平成26年4月以降、最初に行われる検針により確定するLPガス料金に係る消費税率は5%となります。

- (注) 1 電気料金等の経過措置とは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」附則第5条第2項の規定をいいます。
- 2 電気料金等の経過措置が適用されるのは、ガス料金を対価とする課税資産の譲渡等ですから、配送料や事務手数料などガス料金以外のものについては、当該経過措置の適用はありません。

○ LPガスのメーター検針販売に係る電気料金等の経過措置の適用について

【電気料金等の経過措置の概要】

継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの等については、改正前の税率（5%）が適用される。

